



航空危険物規則書第 52 版(2011 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

IATA Dangerous Goods Regulations 52nd Edition Effective 1 January 2011

ADDENDUM Posted 30 December 2010 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2011 年1月1日発効の第 52 版に対する下記の変更内容に留意されたい。変更または訂正箇所は、それと判別できるよう黄色で表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

また、JACIS 版航空危険物規則書のみ訂正も追加している。これには、頁数の後に(J)を付け区別してある。

政府例外規定の新規または訂正(2.8.2)

訂正 SAG(サウジアラビア)

SAG-03 サウジアラビア国内の目的地宛での危険物の航空貨物運送状および包装物上に、荷受人の氏名、住所および電話番号を省略せずに詳細に記載しなければならない。

新規追加

SAG-06 サウジアラビア国内の目的地宛での危険物の包装物上に、荷受人の氏名、住所および電話番号を省略せずに詳細に記載しなければならない。

運航者例外規定の新規または訂正(2.8.4)

訂正 9S(サザンエアー)

9S-01 ~~第7分類の放射性物質は米国外での輸送は受託しない(10.10.2 参照)。(空欄)~~

新規追加 AA(アメリカン航空)

AA-06 区分 6.2 カテゴリーA の病毒を移しやすい物質で動物にのみ影響のあるもの(UN 2900)及び人と動物の両方に影響のあるもの(UN 2814)は、輸送は受託しない。(包装基準 620 参照)

新規 AB(エア・ベルリン)

AB-01 第7分類の放射性物質(核分裂性物質及び適用除外輸送物を含む)は、AB 便では受託しない。(10.5.8、10.5.13 参照)

AB-02 貨物機専用で許可された包装物、または貨物機専用(CAO)用の包装基準に従って用意された包装物は、AB 便には搭載できない。

訂正 MS(エジプト航空)

MS-01 エジプト航空網での危険物輸送は以下に従わなければならない。

1. 荷送人/ 荷受人の名称、住所および電話番号を航空貨物運送状および包装物に省略せずに記載しなければならない。

~~2. いかなる危険物の荷送人も、貨物が到着から15労働日以内に通関されず、または荷受人により引き取られない場合、荷送人の費用と責任で貨物を再積み出しするという約束文書を提出しなければならない。~~

訂正 OU (クロアチア航空)

OU-04 少量危険物(“Y”包装基準)の輸送は、**消費者向け商品(Consumer commodity - ID 8000)を除いて、**受託しない(2.7 およびすべての“Y”包装基準参照)。

OU-16 生物由来物質、カテゴリーB UN 3373(人または動物)は、**UN 2814 またはUN 2900 に適切に割り当てられていれば**クロアチア航空が認定した顧客からのもののみ受託する。詳細は、クロアチア航空の貨物販売部門に問い合わせのこと。

~~この例外規定に対する唯一の例外は以下の通りである。~~

~~—人または動物への移植に使用することを意図した組織や器官。~~

~~—病原菌がない血液または血液成分であって、輸血のため、あるいは人または動物の輸血あるいは移植のために使用される血液製剤のために集められたもの。~~

~~これらの場合、航空貨物運送状に、規制されない物質と識別が可能な詳細な記述がなければならない。~~

~~(包装基準620 および8.2 参照)。~~

訂正 QT (タンパカーゴ)

QT-01 ~~微量危険物の輸送は受託しない(2.6 参照)。~~ (空欄)

訂正 SV (サウジアラビア航空)

SV-10 (空欄) ~~非防漏型蓄電池駆動の車椅子、または移動補助機器は、受託手荷物としてはサウジアラビア航空の航空機では受託しない。(2.3.2.3 及び 9.3.16 参照)~~

新規追加

SV-13 荷送人は、輸送される危険物それぞれに関し、危険性、特性および事故または軽微事故の際に取られるべき行動についての知識を有する個人/機関の24時間緊急時電話番号を提出しなければならない。国番号およびエリアコードを含むこの電話番号は“Emergency Contact”または“24-hour number”の文言に続いて、危険物申告書のできれば“取り扱い注意(Handling Information)”欄に、例えば、Emergency Contact +47 67 5000 00 と記入しなければならない(8.1.6.11 および10.8.3.11 参照)。

24 時間緊急時電話番号は危険物申告書を必要としない貨物には要求されない。

第2章

32 頁 - 2.7.2.1(g)を以下のとおり訂正。

(g) 第9 分類: ジブロモジフルオロメタン(Dibromodifluoromethane) (UN 1941)、ベンズアルデヒド(Benzaldehyde) (UN 1990)、硝酸アンモニウム肥料(Ammonium nitrate fertilizers) (UN 2071)、その他の環境有害物質、固体のもの(Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.) (UN 3077)、その他の環境有害物質、液体のもの(Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.) (UN 3082)、ケミカルキット(Chemical kit)または救急キット(First aid kit) (UN 3316)、**航空規制物質、液体(Aviation regulated liquid, n.o.s.) (UN 3334)、航空規制物質、固体(Aviation regulated solid, n.o.s.) (UN 3335)** の第9分類の物質。

32 頁 - 2.7.2.2(j)を以下のとおり訂正。

(j) **第9 分類**: 以下のものを除くその他の有害物件

ジブロモジフルオロメタン(Dibromodifluoromethane) (UN 1941)、ベンズアルデヒド(Benzaldehyde)(UN 1990)、硝酸アンモニウム肥料(Ammonium nitrate fertilizers) (UN 2071)、その他の環境有害物質、固体のもの (Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.) (UN 3077)、その他の環境有害物質、液体のもの (Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.) (UN 3082)、ケミカルキット(Chemical kit)または救急キット (First aid kit) (UN 3316)、**航空規制の液体(Aviation regulated liquid, n.o.s.) (UN 3334)、航空規制の固体(Aviation regulated solid, n.o.s.) (UN 3335)**

第3章

171 頁 (J)

注1. UN 2814 の正式輸送品目名 (Proper Shipping Name) は、**Infectious substance, affecting humans** である。UN 2900の正式輸送品目名は、**Infectious substance, affecting animals** **onlyのみ**である。

176 頁 - 3.9.2.4を以下のように訂正 :

3.9.2.4 環境有害物質

環境有害物質(水の環境)とは国連モデル規則(UN Model Regulations) **第15改訂版**の2.9.3 の基準に合致するか、または発地国、経由国あるいは目的地国の当局により定められた国内または国際規則の基準に合致するものである。

国連モデル規則 **第15改訂版**の2.9.3に規定されている環境有害物質(水の環境)の詳細な分類カテゴリーおよび基準は、http://www.iata.org/whatwedo/cargo/dangerous_goods/index.htmで閲覧できる。

他の分類による危険性をもたらさないが水の環境に有害な物質または混合物は包装等級Ⅲおよび以下の品目名を割り当てなければならない。

- UN 3077 Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s. または
- UN 3082 Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s.

第4章

表 4.2 : 訂正箇所、以下のとおり。

UN/ ID no. A	Proper Shipping Name/Description B	Class or Div. (Sub Risk) C	Hazard Label(s) D	PG E	EQ see 2.7 F	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4 M	ERG Code N
						Ltd Qty		Pkg Inst I	Max Net Qty/Pkg J	Pkg Inst K	Max Net Qty/Pkg L		
						Pkg Inst G	Max Net Qty/Pkg H						
2071	Ammonium nitrate fertilizers	9	Miscellaneous	III	E1	Y958	30 kg G	958	200 kg	958	200 kg	A89 A90	0L
1549	Antimony compound, inorganic, solid, n.o.s. *	6.1	Toxic	III	E1	Y645	10 kg	670	100 kg	667 677	200 kg	A12	0L
3334	Aviation regulated liquid, n.o.s. * †	9	Miscellaneous	III	E1	Y964	30 kg G	964	100 L	964	220 L	A27	0A
3335	Aviation regulated solid, n.o.s. * †	9	Miscellaneous	III	E1	Y956	30 kg G	956	100 kg	956	200 kg	A27	0A
3054	Cyclohexyl mercaptan	3	Flamm. liquid	III	E1	Y344	10 L	355	60 L	365 366	220 L		3L
1597	Dinitrobenzenes, liquid	6.1	Toxic	II III	E4 E1	Y641 Y642	1 L 2 L	654 655	5 L 60 L	662 663	60 L 200 L 220 L	A3	0L 0L
3450	Diphenylchloroarsine, solid	6.1	Toxic	I	E0	Forbidden		Forbidden		673	45 kg 50 kg		0L
3245	Genetically modified micro-organisms	9	Miscellaneous		E0	Forbidden		959	No Limit	959	No Limit	A47	0L
3245	Genetically modified organisms	9	Miscellaneous		E0	Forbidden		959	No Limit	959	No Limit	A47	0L
2481	Ethyl isocyanate	6.1 (3)				Forbidden		Forbidden		Forbidden		A174	3R 0E
2483	Isopropyl isocyanate	6.1 (3)				Forbidden		Forbidden		Forbidden		A174	0E 0H
3249	Medicine, solid, toxic, n.o.s.	6.1		II III	E4 E1	Y644 Y645	1 kg 5 kg 10 kg	669 670	25 kg 100 kg	676 677	100 kg 200 kg	A3 A801	0L 0L
3208	Metallic substance, water-reactive, n.o.s. *	4.3	Dang. when wet	I II III	E0 E2 E1	Forbidden Y475 Y476 Y477		Forbidden 483 485	Forbidden 15 kg 25 kg	487 489 491	15 kg 50 kg 100 kg	A3	4W 4W 4W
3290	Toxic solid, corrosive, inorganic, n.o.s. *	6.1 (8)	Toxic & Corrosive	I II	E5 E4	Forbidden Y644		665 668	1 kg 15 kg	672 675	25 kg 15 kg 50 kg	A5	0C 0C
2928	Toxic solid, corrosive, organic, n.o.s. *	6.1 (8)	Toxic & Corrosive	I II	E5 E4	Forbidden Y644		665 668	1 kg 15 kg	672 675	25 kg 15 kg 50 kg	A5	0C 0C

第5章

442 頁 - 包装基準 202 を以下のとおり訂正。

(i) 開放式極低温容器は、例えば、スタンプ、刻印またはエッチングにより恒久的に付された以下のマーキングがなければならぬ。

- ・ 製造者の名前および住所
- ・ モデル番号または名称
- ・ シリアル番号または一括製造番号
- ・ 容器が意図しているガスの国連番号および正式輸送品目名

- ・ リットル単位での容器容量

注:

開放式極低温容器へのマーキングは、2012年1月1日以降に製造されたものに対して、同日(2012年1月1日)より必須となる。マーキングのサイズは、6.4.2.7.1に記載されたシリンダーのマーキングに合わせたものでなければならない。

2012年1月1日以前に製造された開放式極低温容器には、そのようなマーキングは必要ない。

- (j) 開放式極低温容器はアルゴン、クリプトン、ネオン、窒素およびキセノンの冷却液体に対して許可される。

484 頁 - 包装基準 377 を以下のとおり訂正。

OUTER PACKAGINGS										
Type	Drums				Boxes					
Desc.	Steel	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Wood	Plywood	Reconstituted wood	Fibreboard	Plastic
Spec	1A2	1D	1G	1H2	4A	4C1 4C2	4D	4F	4E 4G	4H1 4H2

496 頁 - 包装基準 454 を以下のとおり訂正(追加)。

追加包装要件

・ 各リール(フィルム)は、接着テープまたは接着紙により蓋をしっかりと密閉した、金属や強固な厚紙、またはファイバーボード製の内装容器に収納しなければならない。

- ・ 容器は包装等級 II の性能基準に合致しなければならない。
- ・ ファイバー製ドラム(1G)には 600 m のフィルムのみ収納できる。

単一容器の使用は許可されない。

497 頁(J) - 包装基準 Y454 を以下のとおり訂正。

追加包装要件

~~各リールを金属管の内装容器にしっかりと保持するかあるいは強固な厚紙または強固なファイバーボードで、蓋は接着テープまたは接着紙によりしっかりと固定した内装容器に保持しなければならない。~~

・ 各リール(フィルム)は、接着テープまたは接着紙により蓋をしっかりと密閉した、金属や強固な厚紙、またはファイバーボード製の内装容器に収納しなければならない。

535 頁 - 包装基準 492 を以下のとおり訂正。

COMBINATION PACKAGINGS			
UN Number		Total quantity per package passenger aircraft	Total quantity per package Cargo Aircraft Only
UN 3292, Batteries, containing sodium	Batteries may be offered for transport and transported unpacked or in protective enclosures such as fully enclosed or wooden slatted crates that are not subject to the requirements of Section 6	Forbidden	No limit
UN 3292, Cells, containing sodium		25 kg G	25 kg No limit

559 頁 — 包装基準 565 を以下のとおり訂正。

追加包装要件

例えば、旅客サービスユニット(PSUs)、呼吸保護装置(PBE)等の付属装置の中にあるものを含め、酸化性物質を含む化学酸素発生器は、下記のすべての条件に合致しなければならない。

(a) 容器に収納されていない発生器は、1.8 m(6 ft)の高さから硬く弾力性のない平らな水平面に対してもっとも作動を起こしやすい姿勢で落下試験を行い、その結果内容物の漏洩があったり作動したりしないこと。呼吸保護装置(PBE)については、それが収納システムの一部として真空密閉バッグに収納されている場合、この試験は真空密閉バッグに入れられた呼吸保護装置(PBE)に対して行うことができる。

(b) 発生器が作動装置を備えている時、不慮の作動を防止する信頼性のある作動防止手段を少なくとも2つ装備していること。**呼吸保護装置(PBE)が収納システムの一部として真空密閉バッグに収納されている場合、その真空密閉バッグは不慮の作動を防止するための第2の信頼性のある手段と考えられてよい。**酸素発生器の不慮の作動を防ぐ方法は以下のとおりである。

1. 機械的に作動する装置:

- (i) 2つのピンで、個々のピンは独立して、作動機が雷管を打つのを防ぐことができるように組み込まれているもの。
- (ii) 1つのピンおよび1つの保持リングで、それぞれが独立して、作動機が雷管を打つのを防ぐことができるように組み込まれているもの。
- (iii) しっかりと雷管を覆うよう組み込まれたカバーと1つのピンで、作動機が雷管とカバーを打つのを防ぐことができるように組み込まれているもの。

2. 電氣的に作動する装置: 電気線は機械的に短絡接続されなければならない、またその機械的短絡接続は金属薄片で遮蔽されていなければならない。

3. 呼吸保護装置(PBE):

- (i) 1つのピンが装備され、作動機が雷管を打つのを防ぐことができるようになっている、および**
- (ii) 真空密閉バッグのような保護容器の中に入れる。**

(c) 発生器は、包装物内で1つの発生器が作動した場合に以下の要件に合致するような外装容器に包装して輸送しなければならない。

- 1. 包装物内のそのほかの発生器が作動しないこと。
- 2. 包装容器の材質が発火しないこと。および
- 3. 包装の終了した包装物の外表面の温度が100°C(212F)を超えないこと。

注:

PBEについて(c)1、2および3の試験ができるよう、包装する前に発生器を作動させるために、真空密封バッグを破ることが認められる。

599 頁 — 包装基準681を以下のとおり訂正。

OUTER PACKAGINGS

Type	Drums				Boxes					
	Steel	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Wood	Plywood	Reconstituted wood	Fibreboard	Plastic
Desc.	Steel	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Wood	Plywood	Reconstituted wood	Fibreboard	Plastic
Spec	1A2	1D	1G	1H2	4A	4C1 4C2	4D	4F	4E 4G	4H1 4H2

628 頁 — 包装基準 876 を以下のとおり訂正。

OUTER PACKAGINGS										
Type	Drums				Boxes					
Desc.	Steel	Plywood	Fibre	Plastic	Steel	Wood	Plywood	Reconstituted wood	Fibreboard	Plastic
Spec	1A2	1D	1G	1H2	4A	4C1 4C2	4D	4F	4F 4G	4H1 4H2

629 頁 — 包装基準 950 の注を以下のとおり訂正。

注:

(b) および (c) および (d) で許可された危険物に係る交換用のものは本包装基準によって輸送してはならない。

635 頁 — 包装基準 956 の運航者例外規定に FX-06 を挿入。

647 頁 — 包装基準 964 の運航者例外規定に FX-06 を挿入。

647 頁 — 包装基準 964 を以下のとおり訂正。

COMBINATION PACKAGINGS	
Inner Packaging (see 6.1)	Net quantity per inner packaging
Glass	10.0 L
Metal	30.0 L 40.0 L
Plastic	40.0 L 30.0 L

648 頁 — 包装基準 Y964 の運航者例外規定に FX-06 を挿入。

649 頁 — 包装基準 965 を以下のとおり訂正。

追加要件 — Section I

- ・ リチウムイオンの単電池および組電池は、単電池または組電池を完全に包む内装容器内に入れ、外装容器に入れなければならない。完成した単電池または組電池の包装物は、包装等級 II の性能基準に合致しなければならない。
- ・ 12 kg またはそれより大きい質量のリチウム電池で強固な耐衝撃外装ケースを有するリチウム電池またはそのような組電池の集合体は、**保護的囲いをされた強固な外装容器強固な外装容器、または保護的な密閉具**に包装されている場合、輸送することができる。容器は本規則第6章の要件に合致する必要はない。容器は発地国の当局により認可されていない限り。認可書類の写しが貨物に伴っていない限り。
- ・ 2011年12月31日より後に製造された電池は、電池ケースの外側にワット時定格値がマーキングされなければならない。

655 頁 — 包装基準 968 を以下のとおり訂正

追加要件 — Section I

- ・ リチウム金属の単電池または組電池は、単電池または組電池を完全に包む内装容器内に入れ、外装容器に入れなければならない。完成された単電池または組電池の包装物は、包装等級 II の性能基準に合致しなければならない。

- ・ 12 kg またはそれより大きい質量のリチウム電池で強固な耐衝撃外装ケースを有するリチウム電池またはそのような組電池の集合体は、**保護的囲いをされた強固な外装容器強固な外装容器、または保護的な密閉具**に包装されている場合、輸送することができる。容器は本規則第6章の要件に合致する必要はない。容器は発地国の当局により認可されていなければならない。認可書類の写しが貨物に伴っていないなければならない。

第7章

722 頁 ー 図 7.1.A の記述を以下のとおり訂正。

名 称 : 少量危険物 (Limited Quantity)

最少寸法 : 100 mm X 100 mm

小さな包装物に対しては、マーキングがはっきり視認できれば 50 mm X 50 mm まで縮小できる。

ダイヤモンド型の線の最少幅 : 2 mm

“Y”の記号はマークの中央に位置しなければならず、はっきりと視認できなければならない。

上部および下部の部分および線は黒色でなければならず、中央部分は白または下地と適切なコントラストであるものでなければならない。

第8章

753 頁 ー 8.1.5 の運航者例外規定に FX-18 を挿入。

757 頁 (J) ー ステップ 9

(a) 特別規定が A1、A2、A51、A81、**A81A88**、A99 または A130 に関する場合は、当該特別規定番号を記入すること。

767 頁 ー 図 8.1.I および 8.1.J の、UN 1845、ドライアイスの包装等級欄から”Ⅲ”を削除。

第9章

780 頁 ー 9.3.2.2.5 を以下のとおり訂正。

9.3.2.2.5 区分 1.4B の火薬類は区分 1.4S 以外の火薬類と一緒に搭載してはならない。同一航空機に区分 1.4S 以外の火薬類と一緒に搭載する場合には、区分 1.4B の火薬類は別個の ULD に積み付けた上で、機内に積み込む際には、当該 ULD は他の貨物で最低 2 m の隔離距離をもって分離しなければならない。ULD に積み付けない場合、区分 1.4B と他の火薬類は、異なった、隣接しない搭載位置で、他の貨物で最低 2 m の隔離距離をもって分離して搭載しなければならない。

第10章

874 頁 ー 図 10.8.E の、UN 1845, Carbon dioxide, solid の包装等級から“Ⅲ”を削除。

付録 A

897 頁 ー “貨物 (CARGO)”の定義を以下のとおり訂正。

貨物 (CARGO)

本規則の目的上、郵便、**補給品**および受託手荷物または誤扱い手荷物以外の航空機によって輸送される財物をいう。

906 頁(J)

・消火器(FIRE EXTINGUISHERS)

…… 消火器は**ある型のノズルを通して**含有ガスを噴霧したり、**ある型のノズルを通して**液体または粉末を放出したりする機構を有している。

付録 D.1

946 頁 — カナダの連絡先詳細を以下のとおり訂正。

Chief, Airspace Standards and Procedures
Transport Canada
Civil Aviation Directorate
Ottawa, Ontario
Canada K1A 0N8

Tel: +1 (613) 998-9855
Fax: +1 (613) 954-1602
E-mail: ron.carter@tc.gc.ca

948 頁 — フィンランドの連絡先詳細を以下のとおり訂正。

Finnish Transport Safety Agency
Aviation (Finnish CAA)
P.O.Box 320
FI-00101 Helsinki
FINLAND
Tel: +358 (0)20 618 6050
Fax: +358 (0)20 618 500
E-mail: lentotoiminta@trafi.fi
website: www.trafi.fi or www.civilaviationauthority.fi

1088 頁(J) - 危険物受託チェックリスト(放射性物質)

29. “**Dea**ngerous Goods as per attached Shipper’s Declaration” または “**Dea**ngerous Goods as per attached DGD”の文言が記入されているか。(10.8.8.1(a))

以 上